



# 島根県報

平成26年1月24日（金）

第2,565号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（薬 事 衛 生 課）	2
島根県河川管理規則の一部を改正する規則	（河 川 課）	7

### 【告 示】

換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	7
漁業災害補償法の規定による同意	（水 産 課）	7
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	（中 小 企 業 課）	8
公有水面埋立免許の出願（2件）	（港 湾 空 港 課）	12

### 【公 告】

河川法の規定による簡易代執行の実施	（河 川 課）	15
-------------------	---------	----

公布された条例等のあらまし

◇島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第2号）

1 規則の概要

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、特定動物にボネリークマタカ等を追加すること、並びに特定動物の科名及び種名を改正することとした。（別表第1関係）
- (2) その他規定の整備

2 施行期日

平成26年2月1日から施行することとした。

◇島根県河川管理規則の一部を改正する規則（規則第3号）

1 規則の概要

流水の占用の登録等の申請を行う場合に提出する申請書の写しの部数を1部とすることとした。（第3条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 1月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第2号

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成18年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号中

「

おまきざる科	ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種	を
--------	---	---

」

「

アテリダエ科	アロウアタ属（ホエザル属）全種 アテレス属（クモザル属）全種 ブラキュテレス属（ウーリークモザル属）全種 ラゴトリクス属（ウーリーモンキー属）全種 オレオナクス・フラヴィカウダ（ヘンディーウーリーモンキー）	に、
--------	---	----

」

「

ニホンザルその他のマカク属（タイワンザル、カニクイザル及びアカゲザルを除く。） マンガベイ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー属全種 コバナテングザル属全種 テングザル属全種 リーフモンキー属全種	を
--	---

」

「

ケルコケブス属（マンガベイ属）全種
-------------------

」

ケルコピテクス属（オナガザル属）全種  
 クロロケブス属全種  
 コロボス属全種  
 エリュトロケブス・パタス（パタスモンキー）  
 ロフォケブス属全種  
 ニホンザルその他のマカカ属（マカク属）（マカカ・キュクロピス（タイワンザル）、マカカ・ファスキクラリス（カニクイザル）及びマカカ・ムラタ（アカゲザル）を除く。）  
 ナサリス・ラルヴァトゥス（テングザル）  
 ピリオコロボス属（アカコロボス属）全種  
 プレスビュティス属（リーフモンキー属）全種  
 プロコロボス・ヴェルス（オリーブコロボス）  
 ピュガトリクス属（ドックモンキー属）全種  
 リノピテクス属全種  
 センノピテクス属全種  
 シミアス・コンコロール（メンタウエーコバナテングザル）  
 トラキュピテクス属全種

に改め、同表第2号中

ヒヒ属全種 マンドリル属全種 ゲラダヒヒ属全種

を

マンドリルルス属（マンドリル属）全種  
 パピオ属（ヒヒ属）全種  
 テロピテクス・ゲラダ（ゲラダヒヒ）

に改め、同表第3号中

オランウータン属全種 チンパンジー属全種 ゴリラ属全種

を

ゴリルラ属（ゴリラ属）全種  
 パン属（チンパンジー属）全種  
 ポンゴ属（オランウータン属）全種

に改め、同表第4号中

イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル タテガミオオカミ属全種 ドール属全種 リカオン属全種

を

カニス・アドゥストゥス（ヨコスジジャッカル）  
 カニス・アウレウス（キンイロジャッカル）

カニス・ラトランス (コヨーテ)  
 カニス・ルプス (オオカミ) のうちカニス・ルプス・ディンゴ (ディンゴ) 及びカニス  
 ・ルプス・ファミリアリス (犬) 以外のもの  
 カニス・メソメラス (セグロジャッカル)  
 カニス・スイメンシス (アビシニアジャッカル)  
 クリュソキュオン・ブラキュウルス (タテガミオオカミ)  
 クオン・アルピヌス (ドール)  
 リュカオン・ピクトゥス (リカオン)

に改め、同表第6号中

ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、オセロット、  
 サーバル、アジアゴールデンキャット、スナドリネコ及びジャガランディ オオヤマ  
 マネコ属全種 ウンピョウ属全種

を

カラカル・カラカル (カラカル)  
 カトプマ・テンミンキイ (アジアゴールデンキャット)  
 フェリス・カウス (ジャングルキャット)  
 レオパルドゥス・パルダリス (オセロット)  
 レプタイルルス・セルヴァル (サーバル)  
 リュンクス属 (オオヤマネコ属) 全種  
 ネオフェリス・ネプロサ (ウンピョウ)  
 プリオナイルルス・ヴィヴェルリヌス (スナドリネコ)  
 プロフェリス・アウラタ (アフリカゴールデンキャット)  
 プマ属 (ピューマ属) のうちジャガランディ

に改め、同表第7号中

ネコ属のうちピューマ ヒョウ属のうちライオン及びトラ以外の種 チーター属全種

を

アキノニュクス・ユバトウス (チーター)  
 パンテラ属 (ヒョウ属) のうちライオン及びトラ以外の種  
 プマ属 (ピューマ属) のうちピューマ  
 ウンキア・ウンキア (ユキヒョウ)

に改め、同表第8号中

ヒョウ属のうちライオン及びトラ

を

パンテラ属 (ヒョウ属) のうちライオン及びトラ

に改め、同表第9号中

キリン属全種	を
ギラファ・カメロパルダリス (キリン)	に改め、同表第10号中
アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種	を
バイソン属 (バイソン属) 全種 スュンケルス・カフェル (アフリカスイギュウ)	に改め、同表第12号中
カルフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル	を
ギェンノギェプス・カリフォルニアヌス (カリフォルニアコンドル) サルコランフス・パパ (トキイロコンドル) ヴルトゥル・グリュフス (コンドル)	に、
オジロワシ ハクトウワシ オオワシ ヒゲワシ コシジロハゲワシ マダラハゲワシ クロハゲワシ ミミヒダハゲワシ ヒメオウギワシ オウギワシ パプアオウギワシ フィリピンワシ イヌワシ オナガイヌワシ コシジロイヌワシ カンムリクマタカ ゴマバラワシ	を
アエギェピウス・モナクス (クロハゲワシ) アクイラ・アウダクス (オナガイヌワシ) アクイラ・クリュサエトス (イヌワシ) アクイラ・ファスキアタ (ボネリークマタカ) アクイラ・ニパレンスィス (ソウゲンワシ) アクイラ・スピロガステル (モモジロクマタカ) アクイラ・ヴェルレアウクスィイ (コシジロイヌワシ) ギェパエトウス・バルバトウス (ヒゲワシ) ギェプス・アフリカヌス (コシジロハゲワシ) ギェプス・ルエペルリイ (マダラハゲワシ) ハリアエエトウス・アルビキルラ (オジロワシ) ハリアエエトウス・レウコケファルス (ハクトウワシ) ハリアエエトウス・ペラギクス (オオワシ) ハリアエエトウス・ヴォキフェル (サンショクウミワシ)	に改め、同表第13号中

ハルピア・ハルピュヤ (オウギワシ)  
 ハルピュオプシス・ノヴァエグイネアエ (パプアオウギワシ)  
 モルフヌス・グイアネンシス (ヒメオウギワシ)  
 ニサエトウス・ニパレンシス (クマタカ)  
 ピテコファガ・イエフェリュイ (フィリピンワシ)  
 ポレマエトウス・ベルリコス (ゴマバラワシ)  
 ステファノアエトウス・コロナトウス (カンムリクマタカ)  
 トルゴス・トラケリオトス (ミミヒダハゲワシ)

「  
 かみつしがめ科のうちカミツキガメ以外の種」を

「  
 かみつしがめ科のうちケリュドラ・セルペンティナ (カミツキガメ) 以外の種」に改め、同表第15号中

「  
 ハナブトオオトカゲ コモドオオトカゲ」を

「  
 ヴァラヌス・コモドエンシス (コモドオオトカゲ)  
 ヴァラヌス・サルヴァドリイ (ハナブトオオトカゲ)」に改め、同表第16号を次の

ように改める。

16	にしきへび科	モレリア・アメティスティヌス (アメジストニシキヘビ) モレリア・キングホルニ (オーストラリアヤブニシキヘビ) ピュトン・モルルス (インドニシキヘビ) ピュトン・レティクラトウス (アミメニシキヘビ) ピュトン・セバエ (アフリカニシキヘビ)
	ボア科	ボア・コンストリクトル (ボアコンストリクター) エウネクテス・ムリヌス (オオアナコンダ)

別表第1第17号中 「  
 ブームスラング属全種 アフリカツルヘビ属全種 ヤマカガシ属全種 タチメニス属全種」を

「  
 ディスフォリドゥス属 (ブームスラング属) 全種  
 ラブドフィス属 (ヤマカガシ属) 全種  
 タキュメニス属全種  
 テロトルニス属 (アフリカツルヘビ属) 全種」に、

「  
 くさりへび科全種」を

」  
「  
くさりへび科のうちプロトボトロプス・ムクロスカマトゥス（タイワンハブ）以外の種 に改める。  
」

**附 則**

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

島根県河川管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年1月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第3号**

島根県河川管理規則の一部を改正する規則

島根県河川管理規則（昭和40年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「別表第1」の次に「、別表第1の2」を加え、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 別表第1の2に掲げるもの 1部

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**島根県告示第32号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年1月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
奥出雲地区（梅木原工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場
高津川地区（幸地工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	吉賀町役場

**島根県告示第33号**

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成26年1月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 加入区の名称  
松江市加入区

## 2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区のうち魚瀬・秋鹿連絡所の地区の区域

## 3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表4の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

## 島根県告示第34号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年1月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート神西 島根県出雲市大島町24-1外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

## (3) 変更した事項

## ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号

(変更後) 株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

## イ 大規模小売店舗の名称

(変更前) イズミ神西店 島根県出雲市大島町24-1外

(変更後) ゆめマート神西 島根県出雲市大島町24-1外

## ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) イズミ	広島県広島市南区京橋町2番22号	山西 泰明	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 悦夫	
(株) タカキベーカリー	広島県広島市中区鶴見町2-19	高木 誠一	平成21年1月25日退店
(株) 山陰フジカラー	島根県松江市東津田町1886-4	諸岡 征之	

(変更後)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	平成25年11月25日住所変更
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 悦夫	
(株) 山陰フジカラー	島根県松江市浜乃木二丁目5番1号	秦 恵治	平成25年4月25日代表者変更 平成22年9月13日住所変更



## (4) 変更の年月日

ア：平成25年11月25日

イ：平成25年12月 1日

ウ：上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成26年 1月15日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第35号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による届出があつたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年 1月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ1128番地112外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ゆめカード 代表取締役社長 吉田 恒彦 広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号

## (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社ゆめカード 代表取締役社長 武井 明比古 広島県広島市中区上幟町 7 番17号

(変更後) 株式会社ゆめカード 代表取締役社長 吉田 恒彦 広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) イズミ	広島県広島市南区京橋町 2 番22号	山西 泰明	

(株) マーメイドベーカリーパートナーズ	広島県広島市中区鶴見町2-19	吉田 之彦	平成25年3月31日退店
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番1号	木山 茂年	
(株) ニッタ	島根県浜田市新町58番地2	木束地 実	
A s - m e エステール (株)	東京都新宿区住吉町8番12号	丸山 雅史	
幹田 健一	島根県益田市乙吉町イ110番地	幹田 健一	平成24年11月4日退店
(有) リバティ	島根県益田市中島町口122番地1	川上 洋一	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努	
(有) モード・エ・モード静	島根県益田市乙吉町口42番地1	安達 静江	
(有) CANDY	島根県益田市高津一丁目13番14号	豊田 泰枝	平成25年3月31日退店
(株) ちづる	広島県広島市東区若草町10番12号	森 啓輔	
(株) コスモネット	京都府京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地	三上 明	
(株) テイクワン	広島県広島市佐伯区五日市駅前二丁目15番3号	田上 敏明	平成25年4月1日退店
(有) ノース	島根県松江市東津田町1287-8	北脇 明男	平成25年2月28日退店
(株) ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
(株) ビューユー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	林田 和昭	
(株) ジェンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚 道正	
はるやま商事 (株)	岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号	治山 正史	
(株) 島根イエローハット	島根県益田市高津七丁目19番8号	永富 武光	
(株) ベスト電器	福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号	小野 浩司	
(株) ファーストリテイリング	山口県山口市大字佐山717番地1	柳井 正	
(株) 三城	東京都品川区北品川四丁目7番35号	加賀 純一	

(変更後)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	平成25年11月25日住所変更
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 茂年	平成25年10月1日住所変更
(株) ニッタ	島根県浜田市新町11番地3	木束地 実	平成25年6月1日住所変更
A s - m e エステール (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史	平成23年6月28日住所変更
(有) リバティ	島根県益田市あけぼの本町10番地1	川上 洋一	平成16年4月1日住所変更
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努	
(有) モード・エ・モード静	島根県益田市乙吉町口42番地1	安達 静江	

(株)ちづる	広島県広島市東区若草町10番12号	森 啓輔	
(株)コスモネット	京都府京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地	三上 明	
(株)ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
(株)ビューー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	小倉 久明	平成25年5月11日代表者変更
(株)ヒロコーポレーション	福岡県福岡市東区千早10-1-111	井上 恭枝	平成25年7月18日入店
(株)フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中村 秀雄	平成25年7月18日入店
(株)マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	舟橋 浩司	平成25年6月20日入店
(株)大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 博丈	平成25年2月21日入店
山下 雅生	島根県益田市大谷町268番地9	山下 雅生	平成19年11月1日入店
藤久(株)	愛知県名古屋市中区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	平成25年4月11日入店
(株)ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚 道正	
はるやま商事(株)	岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号	治山 正史	
(株)島根イエローハット	島根県益田市高津七丁目19番8号	永富 武光	
(株)ベスト電器	福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号	小野 浩司	
(株)ファーストリテイリング	山口県山口市大字佐山717番地1	柳井 正	
(株)三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	加賀 純一	平成24年10月24日住所変更

## (4) 変更の年月日

ア：平成25年12月1日

イ：上記小売業一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成26年1月15日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市常盤町1番1号）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

島根県告示第36号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成26年 1 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 免許年月日

平成26年 1 月 14 日

2 免許受人

島根県 代表者 島根県知事 溝口 善兵衛

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

区域－A

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷小田66番1から同92番1の地先の公有水面

区域－B

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷小田92番1から同59番5の地先の公有水面

区域－C

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷小田26番3から同17番3に至る県道の地先の公有水面

区域－D

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷小田17番3から同湯ノ津1番12に至る県道の地先の公有水面

イ 区域

区域－A

次の①の地点と②の地点とを直線で結んだ線及び①の地点と②の地点とを結ぶ平成24年の秋分の満潮位（T P + 0.334m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 西郷中学校四等三角点（北緯36度12分48.7632秒、東経133度19分58.5819秒）から67度33分59秒、693.80メートルの地点

②の地点 ①の地点から195度35分49秒、0.87メートルの地点

区域－B

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結ぶ平成24年の秋分の満潮位（T P + 0.334m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 西郷中学校四等三角点（北緯36度12分48.7632秒、東経133度19分58.5819秒）から65度54分30秒、709.06メートルの地点

②の地点 ①の地点から184度10分40秒、0.68メートルの地点

③の地点 ②の地点から193度12分59秒、13.47メートルの地点

④の地点 ③の地点から194度38分40秒、7.87メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から194度54分51秒、1.85メートルの地点

区域－C

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結ぶ平成24年の秋分の満潮位（T P +0.334m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 西郷中学校四等三角点（北緯36度12分48.7632秒、東経133度19分58.5819秒）から55度48分52秒、735.77メートルの地点

②の地点 ①の地点から162度4分46秒、2.73メートルの地点

③の地点 ②の地点から160度3分29秒、9.62メートルの地点

④の地点 ③の地点から157度34分37秒、9.78メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から155度17分45秒、9.78メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から153度40分15秒、19.90メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から153度12分2秒、14.52メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から153度16分27秒、3.79メートルの地点

区域-D

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑫の地点とを結ぶ平成24年の秋分の満潮位（T P +0.334m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 西郷中学校四等三角点（北緯36度12分48.7632秒、東経133度19分58.5819秒）から42度21分21秒、823.06メートルの地点

②の地点 ①の地点から164度41分45秒、15.12メートルの地点

③の地点 ②の地点から164度34分52秒、20.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から164度34分52秒、20.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から164度34分52秒、20.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から164度36分35秒、20.00メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から164度34分52秒、20.00メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から164度34分52秒、20.00メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から164度34分52秒、20.00メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から164度36分35秒、20.00メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から164度15分10秒、19.88メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から162度4分46秒、1.52メートルの地点

ウ 面積

区域-A 0.76平方メートル

区域-B 10.15平方メートル

区域-C 255.56平方メートル

区域-D 637.30平方メートル

合計 903.77平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷小田66番1、同92番1、同64番3、同59番5、同59番3、同58番1、同26番3、同17番3及び同湯ノ津1番12地内並びに同小田66番1から同湯ノ津1番12に至る地先の県道地内並びに同小田66番1から同湯ノ津1番12に至る地先の公有水面

イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及びAの地点とXの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 西郷中学校四等三角点（北緯36度12分48.7632秒、東経133度19分58.5819秒）から67度42分53秒、677.61メートルの地点

Bの地点 Aの地点から17度43分52秒、22.37メートルの地点  
Cの地点 Bの地点から 8度46分43秒、18.98メートルの地点  
Dの地点 Cの地点から 1度36分20秒、5.99メートルの地点  
Eの地点 Dの地点から357度 1分37秒、6.88メートルの地点  
Fの地点 Eの地点から349度11分10秒、19.40メートルの地点  
Gの地点 Fの地点から340度58分32秒、11.71メートルの地点  
Hの地点 Gの地点から334度14分11秒、27.01メートルの地点  
Iの地点 Hの地点から332度40分33秒、30.38メートルの地点  
Jの地点 Iの地点から341度20分33秒、29.05メートルの地点  
Kの地点 Jの地点から344度44分25秒、39.20メートルの地点  
Lの地点 Kの地点から344度54分17秒、23.87メートルの地点  
Mの地点 Lの地点から344度31分 7秒、24.92メートルの地点  
Nの地点 Mの地点から344度41分45秒、13.43メートルの地点  
Oの地点 Nの地点から343度28分 2秒、23.86メートルの地点  
Pの地点 Oの地点から341度22分58秒、6.96メートルの地点  
Qの地点 Pの地点から340度11分36秒、54.07メートルの地点  
Rの地点 Qの地点から348度34分50秒、9.85メートルの地点  
Sの地点 Rの地点から358度36分37秒、9.53メートルの地点  
Tの地点 Sの地点から74度38分 6秒、62.45メートルの地点  
Uの地点 Tの地点から164度17分31秒、224.03メートルの地点  
Vの地点 Uの地点から154度37分32秒、74.57メートルの地点  
Wの地点 Vの地点から169度12分 3秒、38.63メートルの地点  
Xの地点 Wの地点から189度53分33秒、72.75メートルの地点

## ウ 面積

24,027.26平方メートル

## 4 埋立地の用途

道路用地

## 島根県告示第37号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成26年 1月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 免許年月日

平成26年 1月14日

## 2 免許受人

島根県 代表者 島根県知事 溝口 善兵衛

## 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 埋立区域

## ア 位置

島根県隠岐郡隠岐の島町飯田浜71番18、同71番18に接する県道及び同町飯田矢谷5番1の地先公有水面

## イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結ぶ平成24年の秋分の満潮位（C. D. L + 0.61m）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

①の地点 宮原四等三角点（北緯36度13分25秒、東経133度20分55秒）から194度59分31秒、514.03メートルの地点

②の地点 ①の地点から309度22分19秒、3.66メートルの地点

③の地点 ②の地点から219度22分19秒、2.84メートルの地点

④の地点 ③の地点から246度49分15秒、0.97メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から281度55分22秒、0.97メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から309度22分19秒、10.65メートルの地点

## ウ 面積

133.83平方メートル

## (2) 埋立てに関する工事の施行区域

## ア 位置

島根県隠岐郡隠岐の島町飯田浜71番18、同71番17、同71番22、同71番18に接する県道並びに同町飯田矢谷5番9及び同5番1の地内並びに同町飯田浜71番18及び同71番18に接する県道並びに同町飯田矢谷5番1の地先公有水面

## イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊸の地点 宮原四等三角点（北緯36度13分25秒、東経133度20分55秒）から194度20分39秒、560.85メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から309度22分19秒、54.00メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から39度22分19秒、16.20メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から70度22分19秒、39.43メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から129度22分19秒、33.69メートルの地点

## ウ 面積

2356.76平方メートル

## 4 埋立地の用途

海岸保全施設用地

## 公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成26年2月20日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 河川名

二級河川堀川水系堀川（出雲市大社町杵築南地内）

## 2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者

- (1) 神光寺橋上流144メートル付近の左岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (2) 神光寺橋上流135メートル付近の左岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (3) 一畑電車大社線鉄道橋下流74メートル付近の左岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式

3 当該措置の内容

当該係留施設等を河川区域外に除却すること

4 当該措置を行うべき理由

当該係留施設及びその他附属物の放置が河川法第24条の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第一課 電話 0853-30-5632